

令和5年度

第6回第二農地部会定例会議事録

令和5年9月28日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和5年度 第6回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年9月28日(木) 午前10時10分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男	18番	田鹿 敏行
19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一		

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男			
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也			
(大島区)	高橋 三登一				
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜		
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			

2 欠席委員

(1) 農業委員…10番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 小山 貞衛 (大潟区) 細谷 正夫
(三和区) 高橋 浩一
福原 弥

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男		
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦		
牧区駐在室	室長	小林 精子		
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	橋立 理		
農業委員会事務局	局長	池田 忠之		
	次長	松縄 浩一		
	農地係長	秋山 雅也		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

18 番 田鹿 敏行 19 番 中嶋 琢郎

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午前10時10分 それでは、これより令和5年度第6回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 18番 田鹿 敏行 委員、19番 中嶋 琢郎 委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 21番 大島 伸一 委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件をご説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号2126番は、契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は3年です。</p> <p>なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。番号2502番から番号2504番の3件です。</p> <p>番号2502番、2504番は譲受人が経営規模拡大のため、譲り受けるものです。</p> <p>番号2503番は高齢となった譲渡人が九州に居住する子供の元に移住するため、財産整理を考えていたところ、同じ町内に住む農業者が継続して耕作を引き受けてくれることとなったため、贈与するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>大島区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定4件をご説明いたします。1頁、番号2974番から2頁、2977番をご覧ください。</p> <p>いずれも契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は1年が2件、3年が1件、6年が1件です。</p> <p>これら4件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁から9頁までをご覧ください。</p> <p>番号3313番から3364番までの52件です。</p> <p>全て耕作者の要望により、円滑化団体から中間管理機構を介した契約に切り替えるため、一旦、解約するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件をご説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>番号3304番は、これまで円滑化団体を通じ貸借権を設定していましたが、契約期間満了に伴い、農地中間管理機構を通じた貸借に切り替えるものです。具体的な対象農地は11頁の対象農用地等リストのとおりです。</p> <p>本件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 3702 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ贈与により、所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。2 頁、番号 3912 番、3913 番をご覧ください。</p> <p>番号 3912 番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p>

議 長	<p>番号 3913 番は、利用権の申請手続きがされていなかったため、改めて設定するものです。</p> <p>これら 2 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第 1 号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて</u>＞</p> <p>報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」報告します。</p> <p>1 頁、番号 4601 番をご覧ください。大潟区犀潟地内で個人用住宅建設を目的とした転用届出について、譲受人は当初共有名義でありましたが、単独名義への変更に伴い、当該転用の取り止めの届出があったものです。</p> <p>また、関連議案として 2 頁、番号 4609 番に変更後の転用届出が提出されております。以上です</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

	<p><u><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。</p> <p>2頁、番号4609番をご覧ください。報告第1号で取り止めの届出があった案件の関連議案です。譲受人を単独に変更し、登記簿地目「畑」181㎡に個人住宅を建設するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
長瀬委員	<p>議案書は報告第1号となっていますが、報告第2号の誤りではないですか。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号の誤りです。訂正を願います。それと3頁に議案第2号とありますが議案第1号の誤りです。併せて訂正をお願いします。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について></u></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明します。</p> <p>3頁、番号4602番から4605番の4件をご覧ください。</p> <p>4件とも大潟区蜘蛛池地内にある隣接する5筆の登記簿地目「畑」を転用するものです。</p> <p>4602番と4603番は「駐車場として利用し、カーポートを建設するものです。</p> <p>4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は現在、自宅前に車庫を設けていますが、車庫前に面する市道は幅員が狭く、行き止まりとなっているため降雪時は、堆雪場所がなく道路への出入りがしづらい状況になっています。申請地は自宅から30mほど離れてはいますが、集</p>

	<p>落内にほかに代替地がなく、今回申請農地を購入し、カーポートを建設し駐車場として利用するものです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当すると思われるため、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>土地利用計画は、申請面積 161 m²に3台分のカーポートを建設し、ほかのスペースは堆雪場とするものです。工期は令和5年10月1日から令和5年10月31日までです。</p> <p>転用にあたり、雨水は直接道路側溝へ排水することから、周辺環境などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>4604番と4605番は「農業用倉庫」として利用するものです。</p> <p>6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、自宅敷地東側に隣接する農地が売買のため、所有者による測量が行われた際、農業用倉庫として利用している建物の一部がその農地上に建てられていることが判明したため、当該農地を取得するものです。倉庫は昭和40年代に父親が建てたものですが、農地転用に必要な手続きをとっていませんでした。</p> <p>このため、今回の転用許可申請に合わせ、今後農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当すると思われるため、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>土地利用計画は、申請面積 145 m²に倉庫の一部 22.6 m²が建設されているものです。</p> <p>雨水は現在も直接道路側溝へ排水しており、周辺環境などに影響を及ぼす恐れはありません。以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p> (「ありません」の声あり)</p> <p>議長 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p> (賛成の委員は挙手)</p> <p>議長 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> <p>議長 <<頸城区駐在室の議案>> 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
--	--

	<p><u><報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>1頁、番号5305番から、2頁、番号5310番の6件を受理しました。</p> <p>転用目的は、番号5309番以外は宅地造成、番号5309番は資材置場です。</p> <p>位置図は、面積が1,000㎡を超えている番号5309番のみ3頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。4頁、番号5428番をご覧ください。</p> <p>本案件は新規設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>《<u>吉川区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁、6205 番、6206 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>番号 6205 番は、移住により農地付き住宅を取得するため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>番号 6206 番は、財産処分のため、申請地の隣に居住する者に贈与により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件について、説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。番号 6388 番は再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号8603番から番号8605番までをご覧ください。</p> <p>番号8603番の譲受人は、申請農地の所有者から家屋を譲り受け、引っ越しするとともに同所有者の畑も同様に譲り受け、家庭菜園として利用するものです。</p> <p>番号8604番の譲受人も譲渡人から家屋と家庭菜園用の農地を合わせて譲り受けるものです。</p> <p>番号8605番の譲受人は、申請農地の隣接地に居住しており、家庭菜園として利用するため申請農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>労力不足に伴い、譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 2 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。議案書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、再設定です。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>来月の農地部会について説明する。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和5年度第6回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
<p style="text-align: right;">午前 10 時 45 分終了</p>	